

中央市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

中央市役所産業建設部まちづくり推進課



## 1 目的

この要領は、「中央市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託」（以下、「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 一般事項

- (1) 発注者：中央市
- (2) 業務名：中央市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託
- (3) 業務の場所：中央市内
- (4) 業務の内容：「中央市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (5) 委託上限額：41,930,000 円（消費税及び地方消費税を含む）  
※上記金額は、業務委託に係る一切の費用を含むものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、予算規模を示すために明示するものである。
- (6) 履行期間：契約締結日から令和9年3月12日まで
- (7) 審査：中央市プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、優先交渉権者を選定する。
- (8) 性格：本プロポーザルは優先交渉権者を選定するために実施するものであって、原則として、契約にあたっては提案内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではない。
- (9) 事務局：中央市役所産業建設部まちづくり推進課

## 3 参加資格要件

次に掲げるすべての要件を満たしていることとする。

- (1) 中央市競争入札参加資格者名簿（令和8年度）に登録されている者であること。
- (2) 山梨県内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの間において、中央市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領又は中央市物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づく資格停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税に滞納のないこと。
- (7) 令和2年4月1日以降に国又は地方公共団体における支援事業について、下記に該当する3工程以上を含む業務（以下「同種業務」という。）を請負った実績があること。
  - ① 数値地形図修正又は作成
  - ② 3D都市モデル作成（LOD2含む）

- ③ ユースケース開発
  - ④ オープンデータ作成
- (8) 参加事業者は以下の認証を受けていること。
- ① ISO 9001 (品質マネジメントシステム)
  - ② ISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
- (9) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することとし、管理技術者及び照査技術者は次のいずれかの資格を有する者を本業務に配置できること。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。
- ① 空間情報総括監理技術者
  - ② 地理情報標準認定資格 (上級)
  - ③ 技術士建設部門 (都市及び地方計画)
  - ④ 測量士

#### 4 参加の留意点

- (1) 参加事業者は、企画提案参加申込書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本業務を第三者へ委託 (以下「再委託」という。) することはできない。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合は、業務の一部を再委託できるものとする。
- (3) 市から参加事業者に対し、緊急で通知を要する場合は、市ホームページに掲載するものとし、確認不足等により発生した不利益等について、市は責任を負わないものとする。

#### 5 公募スケジュール (予定)

公告、質問事項受付開始	: 令和8年5月13日 (水)
質問事項の受付期限	: 令和8年5月27日 (水) 11時00分まで
質問に対する回答	: 令和8年5月28日 (木)
企画提案参加申込書の提出期限	: 令和8年6月4日 (木) 17時00分まで
一次審査結果の通知	: 令和8年6月5日 (金) ※参加事業者が3者を超える場合
企画提案書等の提出期限	: 令和8年6月11日 (木) 17時00分まで
プレゼンテーション実施	: 令和8年6月15日 (月)
結果通知	: 令和8年6月16日 (火)
契約協議	: 以降

#### 6 質問の受付期間及び回答

- (1) 受付期間: 令和8年5月27日 (水) 11時00分まで
- (2) 受付方法: 様式1号「質問書」に記載の上、「14 担当窓口及び提出先」宛てに電子メールで提出し、電話により受信確認を行うこと。(質問書の様式によらないもの及び電子メール以外の質問には回答しない。)
- (3) 回答方法: 令和8年5月28日 (木) までに質問内容を取りまとめ、市ホームページ上で回答する。

## 7 企画提案参加申込書の提出

### (1) 提出書類（各 1 部）

① 企画提案参加申込書 様式 2 号

② 業務実績報告書 様式 3 号

※令和 2 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体における支援事業について、同種業務を請負った主な業務実績及び本市における測量、防災計画又は情報システムに関する業務を請負った主な業務実績。

③ 業務実施体制報告書 様式 4 号及び 4-1 号

※実施体制及び配置可能な人員の氏名、所属、資格及び業務実績等を明記すること。また、業務の責任者を明確にすること。この他、業務を円滑に実施するための体制について、特記すべき事項があれば記載すること。

④ 経営状況が確認できる書類（財務諸表）

⑤ 納税証明書

※国税に係る納税証明書及び都道府県税、市町村税の納税証明書（3 箇月以内に発行されたもの）を提出すること。

⑥ 法人の登記事項証明書

※山梨県内に本店、支店、営業所を有することが確認できる登記事項証明書

### (2) 提出期限

令和 8 年 6 月 4 日（木）17 時 00 分まで

### (3) 提出方法

「1 4 担当窓口及び提出先」宛てに郵送もしくは持参により提出する。なお、郵送の場合は提出期限内に到着したものに限り受け付けることとするため、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で提出すること。

受付時間は 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（土・日・祝日は除く）。

### (4) 参加資格審査結果通知

参加申込書を提出した者の参加資格を審査し、全ての参加申込者に電子メールにて通知する。ただし、やむを得ない場合は別の通知手段を検討することとする。

## 8 一次審査

一次審査は事務局において実施する。なお、参加事業者が 3 者を超える場合、プレゼンテーション審査に進む事業者を 3 者選定する。

### (1) 審査基準

選定に係る審査項目及び審査基準・評価の視点は「別表 1 審査基準表（一次審査）」のとおりにする。

### (2) 審査結果（※参加事業者が 3 者を超える場合）

書類審査結果は、令和 8 年 6 月 5 日（金）までに、各事業者へ電子メールにて通知する。ただし、書類審査時点における評価点数は公表しないものとし、審査結果に関する問い合わせや異議申し立て等は受け付けない。

## 9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届 様式 5 号
- ② 事業者概要調書 様式 6 号 (任意様式可)
- ③ 企画提案書 下表のとおり

名称	様式及び添付書類	必要部数
企画提案書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"><li>・用紙は A4 横版、文字の大きさは 11 ポイント以上とすること。</li><li>・表紙及び目次を除いて、20 ページ以内とすること。</li><li>・提案書の記載項目は下記を網羅すること。<ul style="list-style-type: none"><li>1) 業務実施方針</li><li>2) 業務実施体制</li><li>3) 業務スケジュール</li><li>4) 3D 都市モデル整備手順</li><li>5) ユースケース開発</li><li>6) オープンデータ化</li><li>7) 運用保守</li><li>8) ユースケースの追加提案</li></ul></li></ul>	正本 1 部 副本 1 部 電子媒体 1 部

※「7) 運用保守」について、システムの導入に際し運用保守費が別途発生する場合は、具体的な内容を明示し、将来 5 年間の見積金額を提示すること。

※「8) ユースケースの追加提案」について、提案は任意とするため、内容によって審査の加点対象とする。尚、活用分野は防災以外とする。

※提案は全て企画提案書に記載すること。

※提案は 1 者につき 1 提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。

- ④ 見積書 下表のとおり

名称	様式及び添付書類	必要部数
見積書 (様式 7 号)	<ul style="list-style-type: none"><li>・経費内訳を詳細に記載すること。</li><li>・消費税及び地方消費税を含めること。</li><li>・見積日、業務名、商号または名称・代表者名を明記し代表者印を押印すること。</li><li>・委託上限額を超えた見積金額を記載した場合は無効とする。</li></ul>	正本 1 部 電子媒体 1 部

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 11 日 (木) 17 時 00 分まで

(3) 提出方法

「14 担当窓口及び提出先」宛てに郵送もしくは持参により提出する。なお、郵送の場合は提出期限内に到着したものに限り受け付けることとするため、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で提出すること。

受付時間は 9 時 00 分から 17 時 00 分まで (土・日・祝日は除く)。

(4) その他

- ① 企画提案書等は返却しない。
- ② 参加表明書を提出した場合であっても、提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合は、辞退したものとする。
- ③ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④ 企画提案書等の作成、提出等、参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。
- ⑤ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

## 10 プレゼンテーション審査

優先交渉権者の選考については、提出された企画提案書の内容に基づき、選定委員会において審査し、最適な提案者を優先交渉権者として選考する。なお、参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準「別表2 審査基準表（プレゼンテーション審査）」の採点基準点を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考する。審査は非公開とする。

### (1) 実施予定日

令和8年6月15日（月）

※開始時間等の詳細は、別途通知する。

### (2) 実施場所（予定）

中央市役所本館 202 会議室（中央市白井阿原 301 番地 1）

### (3) 説明者

プレゼンテーション審査の出席者は、1事業者につき4名以内とする。

### (4) 実施方法

プレゼンテーション審査の時間は、1事業者につき40分（説明30分及び質疑応答10分程度）以内で行う。プレゼンテーションの順番は、プロポーザルの参加表明順に行う。プレゼンテーションは提出した企画提案書類を用いて、その表記順に行うこと。パソコン等を使用しプレゼンテーションを行う場合は、事業者がパソコンを持参すること。

※本市では、プロジェクター（ケーブルを含む）及びスクリーンを用意する。

※インターネット接続が必要な場合は、事業者がインターネット環境を用意すること。

※プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。

### (5) 審査基準

選定に係る審査項目及び審査基準・評価の視点は「別表2 審査基準表（プレゼンテーション審査）」のとおりとする。

### (6) 審査結果

審査により優先交渉権者を特定し、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、優先交渉権者については、選定後に市ホームページにおいて公表する。なお、選定結果

に関する問い合わせ及び異議申し立て等は受け付けない。

## 1.1 契約

選定した優先交渉権者と中央市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約により速やかに契約手続を進めるものとする。仕様の内容は、提案された内容が基本となるが、採用になった案について、中央市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結する場合がある。契約に際しては改めて見積書を徴するものとする。

なお、優先交渉権者と中央市との間で行う仕様の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、評価結果において評価点が次点の提案者と協議を行う。契約保証金については、免除する。本業務の支払いについては、すべての業務終了後に一括して支払うものとする。

## 1.2 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 書類の提出期限他、この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 審査の公平性を害する行為があったとき。また、候補者として不適格と認められるとき。
- (5) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

## 1.3 その他

- (1) 参加申込や企画提案等に係るすべての費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 本市は、提出された関係書類等の機密保持に十分配慮する。
- (3) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと、変更等を加える場合がある。
- (4) 参加者は、候補者選定後、本プロポーザルに係る実施要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (5) 提出された書類は、中央市情報公開条例（平成18年2月20日条例第8号）に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) 本要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が別に定める。
- (7) 企画提案参加申込以降に辞退する場合には、書面により速やかに辞退届（様式8号）を「1.4 担当窓口及び提出先」宛てに提出すること。

## 1.4 担当窓口及び提出先

中央市役所産業建設部まちづくり推進課

〒409-3892 山梨県中央市白井阿原 301 番地 1

電話 055-274-8552（直通） 電子メール [lg-machi@city.yamanashi-chuo.lg.jp](mailto:lg-machi@city.yamanashi-chuo.lg.jp)